

愛知県食育推進協力店登録事業実施要領

1 目的

県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために、適切な食生活を送ることは重要である。

そこで、従来から普及に取り組んでいる飲食店における栄養成分表示を始め、健康に配慮したメニューやサービスを提供する施設を「食育推進協力店」として登録し、県民が外食等においてもバランスの良い食事を選択できる環境を整備し、食育及び健康づくりの推進を図る。

2 実施主体

健康対策課、保健所

3 対象施設（名古屋市及び中核市に所在する施設を除く）

飲食店、給食施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、その他飲食物を取り扱う店舗

4 事業内容

（1）食育推進協力店の登録

次のアからウのいずれかに取り組む施設を食育推進協力店とし、施設の申込により登録する。

登録要件や手続き等については、別に「愛知県食育推進協力店登録要領」を定める。

ア 健康に配慮したメニューを提供する施設（健康メニュー提供施設）

イ 健康に配慮したサービスを提供する施設（健康サービス提供施設）

ウ 栄養成分表示を実施する施設

（2）食育推進協力店の普及啓発

ア 施設に対する支援

食育推進協力店の登録に向けて、栄養成分表示や健康に配慮したメニュー提供の取組手法に関する情報提供や相談対応などの支援を行う。

イ 県民に対する周知

食育推進協力店の積極的な利用を促すため、県公式Web サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、マスメディア及び配布物等を活用した情報提供を行う。

（3）関係機関・団体との連携

本事業を効果的に推進するために、関係機関・団体等と連携・調整を行う。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和7年3月12日から施行する。

愛知県食育推進協力店登録要領

1 登録要件

次の要件を満たすものを登録する。

登録区分	登録基準
(1) 健康に配慮したメニューを提供する施設（健康メニュー提供施設）	
(1)－1 あいち食の健康チャレンジ メニュー (バランスメニュー)	1 食当たりについて、次の基準を全て満たしている。 ・主食・主菜・副菜がそろっている（ワンプレート可） 主食：ごはん、パン、めんなど 主菜：魚、肉、卵、大豆製品など 副菜：野菜、きのこ、海藻、いもなど ・エネルギー500～800kcal ・脂質エネルギー比 20～30% ・食塩相当量 3.0 g 未満 ・野菜 120 g 以上（きのこ・海藻・いも類は含まない）
(1)－2 塩分控えめメニュー	1 食当たりについて、次の基準を満たしている。 ・食塩相当量 3.0 g 未満
(1)－3 野菜たっぷりメニュー	1 食又は1品当たりについて、次の基準を満たしている。 ・野菜 120 g 以上（きのこ・海藻・いも類は含まない）
(1)－4 ほどよい果物メニュー	1 食又は1品当たりについて、次の基準を満たしている。 ・果物 100 g ～200 g ・エネルギー300kcal 以下
(2) 健康に配慮したサービスを提供する施設（健康サービス提供施設）	
	提供、販売する飲食物に対し、次の①～⑥のうち3つ以上を実施している。 ① 朝食として主食・主菜・副菜のうち1つ以上提供、販売できる ② 主食の量を調整できる ③ 野菜（きのこ・海藻・いも類は含まない）を追加できる ④ 減塩の食品・調味料を選択できる ⑤ ノンオイル、カロリーハーフなどの低エネルギーの食品・調味料を選択できる ⑥ 食材の大きさ、かたさを食べやすくするなどの食形態調整の要望に対応できる ※メニュー表、施設内の表示などで確認できること ※④⑤は食品表示基準の栄養強調表示を基準として判断し、通常メニューと比較できること
(3) 栄養成分表示を実施する施設	
	提供、販売する飲食物に対し、栄養成分を1メニュー以上表示している。 エネルギー、食塩相当量は必須とし、その他の関連する表示は食品表示法に基づいた内容とする。

2 登録申込

食育推進協力店の登録を受けようとする施設は、登録申込書（様式1-1）を記入し、所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に提出する。

3 登録及び登録証の交付

保健所長は、食育推進協力店として適当と認めたときに、登録名簿（様式2）を作成し、登録通知（様式3）及びステッカーを交付する。

食育推進協力店は、ステッカーを掲示し、登録内容の取組及び適切な情報提供に努める。

4 登録内容変更

食育推進協力店は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに登録内容変更届（様式1-2）を保健所長に提出する。

保健所長は、届出内容を確認し、登録名簿を変更する。必要に応じて登録通知及びステッカーを交付する。

5 登録辞退

食育推進協力店は、登録を辞退する場合、1か月前までに登録辞退届（様式1-3）を保健所長に提出する。

6 登録解除

（1）保健所長は、次に該当する場合、登録を解除することができる。

ア 食育推進協力店がすでに存在しない等、登録要件を欠くことが明らかな場合

イ 不適切な表示があった場合

ウ その他、食育推進協力店としてふさわしくないと判断した場合

（2）保健所長は、6（1）イ又はウに該当する場合、登録解除通知（様式4）を食育推進協力店に送付する。

7 現況調査

保健所長は、管内に所在する食育推進協力店の現況を3年ごとに調査するとともに、登録内容と異なる場合は現況に合わせた必要な対応（変更・解除等）を行う。

8 報告

（1）保健所は、登録名簿（様式2）を四半期ごとの翌月10日までに健康対策課へ提出する。

（2）保健所は、実施状況報告書（様式5）を作成し、当該翌年度の4月10日までに健康対策課へ提出する。

9 その他

（1）県内で複数の店舗を展開する施設は、健康対策課で手続きができる。この場合、2の登録申込書は健康対策課長に提出するものとし、3から7の「保健所長」を「健康対策課長」、「管内に所在する食育推進協力店」を「健康対策課で手続きした施設」に読み替える。

（2）この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和7年3月12日から施行する。